

## 日本の水際対策の強化に関する FAQ

### 日本入国について

問1 日本に入国するための資格について教えてください。

現在インドは入国拒否対象地域に指定されていますが、以下4つのカテゴリーのうちのいずれかの在留資格を有する外国人の方については、有効な再入国許可を持っている場合に限り、入国することが可能です。(なお、他の入国拒否事由に該当する場合は入国できません。)

1. 永住者
2. 日本人の配偶者等
3. 永住者の配偶者等
4. 定住者

詳しくは以下の法務省ホームページをご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06\\_00099.html](http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html)

問2 再入国許可の有効性を確認するにはどうしたらよいですか？

上記の4つのカテゴリーのうちのいずれかの在留資格を有する方については、当館にて再入国の可否を確認することが可能です。日本への渡航予定日とフライトの便名など具体的な渡航手段が決まりましたら、下記のリンクからセルフ・チェック・フォームに入り、質問事項に回答してください。すべての質問をクリアした方について、再入国の可否を確認します。詳しくは、下記のセルフ・チェック・フォームの画面に表示される内容をよくご覧ください。(セルフ・チェック・フォーム)

<https://forms.gle/bSNmQQtCWelB6Wtt6>

問3 現在持っている査証（及び在留資格認定証明書）は使用できますか？

4月2日以前に発給されたすべての日本国査証の効力は6月末まで停止されています（効力停止の期間が延長される可能性があります。）。また、在留資格認定証明書の有効期限は、現時点における暫定的な措置として、発行日から6か月以内となっています（通常は発行日から3か月以内）。今後、取り扱いが変更される可能性もありますので、引き続き日本政府による水際対策などの最新情報にご注意ください。

### 入国前後の対応について

問1 入国の前後でどのようなことが求められますか？

到着後、空港内の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、健康状態の確認、PCR検査が実施され、結果が判明するまでの間、自宅、空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等で待機いただくこととなります。また入国後、全ての方は、健康状態に異常のない方も含め、検疫所長の指定する場所（自宅等）で入国の次の日から起算して14日間待

機することが求められます。なお、空港等からの移動には公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）等）を使用しないことが求められます。

問2 検査結果が出るまでに空港から移動は出来ますか？

自宅等で検査結果を待つためには、健康状態に問題がないこと、公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）等）を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前にご家族やお勤めの会社等による送迎、ご自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。また、検査結果が判明するまで、ご自身で確保されたホテル、旅館等の宿泊施設には移動できません。

問3 検査結果が陽性の場合どうなりますか？

検査結果が陽性の場合、医療機関への入院又は指定された施設等での療養が必要となります。

上記について詳しくは厚生労働省ホームページ「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」をご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/covid19\\_qa\\_kanrenkiyou\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html)